

令和8年熊本地震に伴う対応について

この度の熊本地方を震源とする地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

令和8年7月28日(火)に発生した熊本地震により被害を受け、当センター発行の資格者免状を紛失・破損された方につきましては、無償で再交付いたしますのでご連絡ください。

【対象となる資格】

1. 第1種・第2種・特種 消防設備点検資格者
2. 防火対象物点検資格者
3. 防災管理点検資格者
4. 自衛消防業務講習
5. 可搬消防ポンプ等整備者

※ 当センターの講習を受講され、交付された免状に限ります。

他の講習機関で受講されたものは、受講された機関にお問い合わせください。

また、免状の有効期限が今年度末までの方で、再講習の受講が困難な場合、受講期限を1年間延長いたしますので、受講期限の延長申請についてご連絡ください。

皆様のご安全と被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

連絡先

(一財)日本消防設備安全センター

業務部 講習課

Tel 03-5422-1593

e-mail 2kousyu@fesc.or.jp